

第二十四回
国会

参議院文教委員会會議録第三十一号

昭和三十一年五月二十一日(月曜日)午
前十時二十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 加賀山之雄君
理事 有馬 英二君
吉田 萬次君
湯山 勇君

委員

雨森 常夫君
川口爲之助君
白井 勇君
田中 啓一君
中川 幸平君
三浦 義男君
三木與吉郎君
秋山 長造君
安部キミ子君
荒木正三郎君
成瀬 幡治君
矢嶋 三義君
高橋 道男君
竹下 豊次君

國務大臣

文部大臣 清瀬 一郎君
政府委員 文部省初等中
等教育局長 緒方 信一君
事務局側 常任委員 工業 英司君
会専門員

本日の會議に付した案件

○本委員会の運営に関する件
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加賀山之雄君) これより文教委員会を開会いたします。

まず、十九日の委員会散会後に開きました理事会の結果について、御報告いたします。

今後の審議の進め方については、十九日の委員会における御意見に基づき、理事会を開き懇談を重ねました結果、次のように意見がまとまりました。

○委員(加賀山之雄君) 本日、一般質疑の結果と、本日の衆議院文教委員会において教科書法案の討論採決が終れば、その結果とを見て、あらためて本日の理事会において今後の日程、特に逐条審議の日程を定めることといたします。

ただいま報告の通り取り計らうことに、御異議ございませんか。

○湯山勇君 今お読みになった中で、委員長が提案になったのは、きょう逐条の日程をきめるという御提案があったのに対して、向うの審議の、つまり討論採決が終ればきめるという条件を付して賛成したので、その前にいろいろ文句がありましたけれども、それは理事会の決定とはなっていないと思うのです。

○委員長(加賀山之雄君) それはどの点でございましょうか、いろいろな文句があったというのは、

○矢嶋三義君 私も理事会に出ておりましたので、ちょっとその文章の表現のところに懸念されるところがあるから、湯山理事から質疑されたと思っておりますので、私から委員長、理事打合会の結果を明確に申し上げたいと思います。それと委員長の御意見が同じでございしましたならば、湯山理事はあえて質問がないのだと思います。それは、委員長理事会の中心は、一般質疑をいつ打ち切るかという問題と、逐条審議を何日間程度で終わるかというのが協議の中心でございました。そうしていろいろと協議懇談した結果、逐条審議に必要な日数を、一昨日の打合会ではっきり言つてほしいという手党側の要望に対して、われわれとしては、一応一般質疑が終らないと、目安がつかないといふので、しばらく並行線をたどつたわけです。そうして結論として、月曜日すなわち本日ですが、本日一般質問を若干やることによって逐条審議に必要な日数の話し合いができるように一歩は前進するであろう。そこで委員長の発言で、火曜日の夜協議をするのでは工合が悪いから、一日だけ繰り上げて、その逐条審議に何日要するかといふのを月曜日の委員会散会後やる。この一点と、それから一般質問は、私たちの切なる要望によって、月曜、火曜一般質問をやる。この二点がはっきりしたわけでございます。すなわち一般質問は月、火やって、逐条審議に必要な日数をきめるのは、社会党の願いとしては、火曜日の委員会散会後であつ

たわけですが、それを一日繰り上げて、委員長の提案によって、月曜日の夜それを協議する、かように話し合ひがまとまつていくわけでございます。それにちよつと表現が疑点があるようなところがありましたので湯山理事から質疑があったのだと思ひますので、その申し合せを確認していただければ、あえて湯山理事からは質疑はないと思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) 委員長からはつきりと、では申し上げます。社会党のお考えは、湯山理事の御主張はそうございしました。ただ、一方自民党側からの御意見は、二十二日にどこまでもこの法律案にめどをつけるべきであるといふ強い御意見が出ておつたことは御承知の通り。従ひまして、われわれといたしましては、この日程をきめるに當つて、一般質疑とそれから逐条審議との日取りを立てなければならぬといふことと、自民党からは、すでに十九日にもう一般質問は打ち切るべきである、そうしても今週からは逐条審議に入るべきであるといふ御意見が述べられ、しかも二十二日には教科書法案もこちらに回つてくることであるから、その日をもつてこれらの法律案についての区切りをつけるといふことを強く主張されたわけですから。従ひまして、二十二日という日は、本委員会としては非常に大事なポイントである日になつておつたわけです。で、社会党の方の御主張は、この二十二日まで一般質疑はどうして

も続けるのだ、それから逐条審議に入るのだ、逐条審議は何日かかるかわからないのだ、まあこういうような御主張である。これに對しましては、自民党は二十二日が最後の日であるといふように主張されておりますので、委員長といたしましては、どうしても自民党の御意見が、いやまだ先に教科書法案がどうなろうと延びてもいいんだという御意見にならない限りは、自民党並びに結風会の多数の御意見が、もう二十二日でこちらの法案に区切りをつけるべきであるという御意見でございまして、従ひまして、そういうことと、逐条審議をきめてしまふべきという理事で今後の逐条審議を含めた日程を立ててしまふわけにはならないといふことで、ただ、それには衆議院における教科書法案の審議工合も参考にすべきものである、これは湯山理事の方から御発言があつて、その意味は、つまり教科書法案が本院に回つてくれれば、教科書法案に對しても審議をやらなければならぬ、その日程も立てなければならぬのであるから、これがまだ来ないといふめどが確定ならば、きょう何も逐条審議をきめてしまふないうでもないじゃないか、従つてあすでもいい、あすは確実に逐条審議の日程をきめてしまふ、こういう御主張でありました。従ひまして、きまつたところは、今委員長が御報告申し上げたことよりきまつておらんのです。

○荒木正三郎君 私は、こゝろに理事から報告を受けております。そ

れは、二十一日、二十二日と一般質疑
を行、それから逐条審議の日程につ
いては、二十一日か二十二日の理事
会できめる、こういうふうに聞いている
わけですが、しかし、今委員長が報告さ
れたのは、内容が私どもが了解してい
る点と相当隔たりがあります。（速記
をとめてどうですか）と呼ぶ者あり）
ちよつと待つて下さい。速記をつけ
て……

○委員長（加賀山之雄君） 御疑問があ
るといふにしても、理事会できまり
ましたのは、委員長の今報告申し上げ
たところと寸分違つておりません。

○荒木正三郎君 それじゃ、私が聞い
ているのは間違ひですか。二十一日、
二十二日と一般質疑を行なつて、逐条
審議については二十一日か二十二日
の理事会でその日取りをきめる、こ
ういふふうにきまつてゐるというふ
に……

○委員長（加賀山之雄君） 二十二日の
ことは、何も理事会ではまだきまつて
おらないのです、何をやるかは。

○荒木正三郎君 それは大へん違いま
す。

○委員長（加賀山之雄君） 質疑をやる
委員会を開会するといふことは、き
まつておりますが、二十二日はどうい
うことをやるかといふことについて
は、理事会では決定しなかつた。その
ためにきょうから逐条審議の日取りを
相談するわけでございますので、つま
り二十二日という日は、自民党、緑風
会においては二十二日で、もう端的に
申しますと討論、採決をしてきめてし
まうべきであるという強い御意見がま
だ残つておまして、これはまだ引つ
込んでおらんのでございます。そうい

うことからして、二十二日をどうする
かといふことはまだきまつておりませ
んが、含みといたしましては、きょう
の衆議院の上り工合を見て、そうして
なお余裕があれば、何もあしたこれを
そこまでやつてしまわないでもないで
はないかといふ含みがあるわけなん
でございます。もし、衆議院において
教科書法案が上つてくるようであれ
ば、それを見てこの法案の結論を出す
ことを急がなければならぬといふ含み
があつて、このきょうの衆議院の文教
委員会の模様を見ていふのは、湯山
理事からの御提案でございましたの
で、それはまことにごもっともだとい
うことで、あしたにしないできょう衆
議院の様子を見て逐条審議の日程と、
逐条審議の日程といふことだけではな
くて、今後の法案の全般の質疑に対す
る日程を組んでしまおうと、まあこ
ういふ考えであつたのです。ですから、
あしたは一般質問になるか逐条審議に
なるか、そこはまだ話はきまつてい
ないといふのが実情でございます。

○荒木正三郎君 従来から、一般質問
を終つてそれから逐条審議をするとい
うことは、当委員会の建前としておつ
たわけですが、しかし、それは私は今論
議しません。私は湯山理事から聞いて
いるのは、二十一日、二十二と一段質問
をやる、二十三日から逐条審議をや
る、その逐条審議の何日間やるか、そ
ういふ日程については、二十一日か二
十二日の理事会できめる、こういうふ
うに聞いております。

○委員長（加賀山之雄君） それは、社
会党の御主張でございませう。

○荒木正三郎君 いや、私は経過はい
ろいろあつたと思ひます。しかし、結

論としてそういうふうに聞いている。

○委員長（加賀山之雄君） ただ、それ
については自民党は了承してないの
です。（違ふそれはとんでもないです
よ）と呼ぶ者あり）

○委員長（加賀山之雄君） それじゃ、
自民党の方から御解釈をお話し願
へ……

○湯山勇君 問題は、自民党の方がそ
ういふ御主張があつたことは事実で
す。これを否定するものではありません
が、しかし、われわれの主張は、
逐条審議を一日間やつてみなければ、
日程がたたないといふのを、再度の折
衝においてそれでは二十二日の晩に逐
条の日程をきめようといふところ
へ下つていったわけですが、ところがそ
れに対して逐条の日程を二十一日にき
めようといふのが、両者の意見の歩み
寄りができないので、委員長から提案
された事項です。これはよろしうござ
いますね。その二十一日に逐条の日程
をきめようといふのに対して、それに
は条件を付して賛成したい、衆議院の
文教委員会において教科書法案が上れ
ば、それは二十一日の晩徹してでも逐
条の日程をきめます。けれども上らな
ければそれは二十二日にきめると、こ
ういふことになつておるので、逐条の
日程がきまらなければ一般質問が続く
ことは当然であつて、委員長が今二十
二日はきまつていないとおっしゃいま
すけれども、二十二日はもうきょう教
科書法案が上らなければ委員会では
会議でありませんが、委員会では上ら
なければ、当然二十二日の委員会終了後
の理事会で日程が論議されるわけだ
から、二十二日に質疑を打ち切るかど
うかといふことは、この際論議の対象

外です。そう把握しなければ、理事会
の決定は何の意味もかわらないこと
になります。私の言つたことは間違つ
ておりますか。

○委員長（加賀山之雄君） それは湯山
さんのお考えはそれであつたでござ
います。従ひまして自民党がそれ
では二十二日、それは解釈の問題で
ございまして、二十二日まで一般質疑
はいいのだ、で、きょうもう上ればそ
の後の逐条審議をきめよう、こ
ういふ考えでこれが緑風会、自民党が
それでいいといふことであれば、一向
まわらないと思ひます。解釈の問題に
なつて参りますが……。しかし私が特
に繰り上げてこの逐条審議をきよう
やつていただきたいと申しました意味
は、つまりあしたといふ日は、自民党
の方ではぜひもうこの法案に区切りを
つけなければならぬ日だといふ強い主
張をしておられる。そういうしきと、
あしたまで一般質疑だといふ社会党と
まつこうから食い違ひまして、そして
つまりこれは非常に悪い言葉でござ
います、無協約の状態になる可能性が
ある。従ひましてあしたまでその段取
りが立てられないといふことは、非常
に私として危惧の念を持つから、だか
ら繰り上げてきょうそれを一つおきめ
願ひたい、こゝろ申した次第でござい
まして、あしたといふ日は、社会党の方
では一般質疑の最後の日と考えておら
れるし、自民党の方では質疑の最後の
日と考えておられるところに、まだ理
事会ではこれは解けきらないギャップ
があるわけでございます。そのギャッ
プは何らこの間の理事会ではまだ解明
されておらなかったように委員長は解
釈をいたしておりますが、この点につ

きましては自民党の方からお考えを聞
かしていただきたいと思います。

○矢嶋三義君 いやちよつと関係があ
りますから。これはできるだけ冷静に
お話し合いをいたしたいと思ひます。

委員長を運営するに当つては、委員
長、理事打ち合せが重大であるとい
うことは申すに及びません。それで今
委員長さんの了承を得てまた私の党内
の了承を得て、そして湯山理事と一緒
に私は協議に参加させていただいてい
る次第です。その結果を湯山理事と私
の報告は一致して私の方の文教委員
の同僚諸君並びに議員総会にも報告済
みでございますので、この問題につ
いては私は自分の頭は絶対にばけてい
ない、記憶はきわめて明確でございま
す。従ひまして私はその順序を申し上
げますから、誤まりがあつたら指摘し
ていただきたい。お互いにおとな同士
が数時間にわたつて話し合つた結果
が、あとであつたことだといふことは
私は非常に遺憾のきわみでございま
す。それで明確なことは私の方から二
日間の総括質問を強くお願いをいたし
ました。そのときに問題になつてくる
ことは、それでは逐条は一体何日必要
なんだ、こゝろいふことなんです。そ
のときの私どもの主張は、一般質問が一
応終つてみないと、逐条は何日かかる
かといふことは目安が立たない、こ
ういふことを極力申し上げました。そ
れに対して委員長並びに与党の方々は、
君たちはもう法案は十分研究してお
るじゃないか、だから一般質問が終ら
なくとも、きょう何日間あれば逐条は終
るといふ目安は立つはずだ、自民党さ
んとしては一日程度で逐条は終る、こ
ういふ意見の開陳があつておりまし

た。そのときに委員長は逐条審議は二日程度で終りたいと思う、こういう委員長としての意見を述べられておりました。しかし私は一般質問が終つてでなければ一応目安が立たないといふことを主張しておいたわけですが、それとその他の問題の重点は、逐条審議をきめるのをいつにするか、きょう大体何日間を済むかという目安が立つておれば、与党側も安心するであろうが、一般質問が終つてからでない目安が立たないといふのでは、与党側も不安心であろうから、ぜひともきょう逐条審議が何日で済むか、それを言つてもいいといふことでは話がついたわけですが、それまでにわれわれがお願いしました月曜、火曜の二日間一般質問も、切なる要望として委員長の口を通じて、否定あるいは保留されたような発言は一度もなかったわけですが、そのときに出来たのは、委員長から二十二日にこの逐条審議の日数を協議するといふのと、きょうでなければ二十一日には逐条審議の予定日数の見込みが立たないか、こういう発言がございしました。そのときに私はきょう土曜日にその逐条審議に必要な日数を判断してきめるのと、月曜日若干の一般質問をして、そうして逐条に必要な日数を判断するのとは、それは月曜日に判断した方が二歩進むでしよう。それがさらに二十二日の一般質問を終了してから、その日数を判断すればなお的確になるであろう、こういう発言をしました。そのときに委員長から逐条に必要な日数は二十二日でなくして二十一日にきめるようにしてはどうかという提案が出たときに、湯山理事から教科書法案がこ

ちらに來なければ、早くこの法案が上つてもどうにもならぬのだから、与党側としては教科書法案が上つてくれればこの法案を早く上げよう、早く上げようという要望はおるわけだから、それとも関連するから、湯山理事の発言としては、二十一日に教科書法案が衆議院において文教委員会に質疑、討論採決が終つて上つたならば、月曜日の夜逐条審議に必要な日数を御協議いたしませう、そういう条件付で賛成するという湯山理事の発言があつて、ちよつと自民党側から若干の意見があり、そして湯山に解決したわけでありまして、私は決して私の記憶が混濁しておると思ひません。私はそれはきわめて慎重に皆さんの意見もよく聞き、発言もして、はっきりと確認して私は理事会を去つたのでございします。そうして私が同僚諸君に報告したことと湯山理事が報告したことは、完全一致しておるわけではございします。要するところ逐条審議に必要な日数の目安等の話し合いといふものは本日の一般質問を根拠に大事をとって本日話し合いをしていく、一般質問についてはわれわれの最低限の要望である二十一日、二十二日の一般質問が認められる、こういう形になっております。それを否定する最終的な発言は委員長から一度もあつておりません。自民党さんとしては土曜日にでも打ち切りた、こういう発言が確かにございしました。それから逐条審議は一日で終りたいといふ御発言もございしました。それから日曜日よりたいといふ御発言も過程においてはありましたが、しかし、話の順序は、ずつと私が今申し上げた通りで、委員長から二十一日に云々、一般質問、われわれの要請したそれが保留になるというふうな発言は一言もあつてございしません。それで話の流れといふものは今申し上げましたように二十一日、二十二日の総括質問はやるが、二十二日の晩に逐条の日数を相談するといふのは適當でないから、月曜日の一般質問が終つたところで、月曜日の晩にその逐条審議に必要な日数を協議する、こういうことで話し合いをまとめて散会したので、絶対に私はこれは間違ひのないことで、これは内容的に曲げられるようになりまして、私は理事の随行者ですが、私の党の理事である湯山さんにしても、これは困ると思う。困るだけでなく、そういう真実が、おとな同士の話し合いが曲げられるといふことは、私は非常に残念に思ひます。

り、今日の一般質疑まで自民党として下つてきておられるので、二十二日は最後の線とするという御主張は引つ込められたように委員長まだ解釈してないものですか、そこで私は今のようない報告を申し上げた次第でございまして、両方の御主張が頭の中にあるのですから、これがどつちか一本になるために、やはり再度この点について解釈を一定しなければいかぬと思ひますが、委員長といたしましては現在の状況から見て、一般質疑をあしたまでやることはいかぬといふ両派の御主張が合えば、もちろん一般質疑中にも逐条審議と、この形式を分けておりましたも、逐条的な審議も可能でございします、まあ極端に言へばそうとらわれず、これはないじゃないかと考えます。従ひまして、この解釈の問題であります時間をお費するのでもうございしますから……(委員長、委員長と呼ぶ者あり)今の点について有馬理事の御発言が求められておりますので、これを許します。

りには、委員長は言われなかったのです。われわれもまたそういうことをはっきりと言つた覚えはないので、私どもははっきりそのとき申し上げたように、十九日で一般質問を打ち切りたいといふことを何度も言つたのですが、それは最後まで私どもも言つたのですが、それならば、あしたの日曜も開くかといふことで、だいたい、それは湯山理事もよく御承知だし、委員長もすいぶんその点についてお諮りを願つたのですが、日曜は審議をしないといふことにきまつた。そのかわり月曜の午前中だけ一般質問やろう、午後は大臣が向うへ行かれるから、午後はまた別にしう、それで理事会は湯山理事も先ほど言われたように、教科書法案の衆議院における審議の模様によつて、それを何と申しますか、見つめて、そして理事会を開いてそれからあとを決定しよう、と、こういうのです。ただ、湯山君が先ほど言われたように、二十二日の逐条審議といふことを言われまして、逐条審議といふ言葉までは決定しておらぬのです。そこをはつきりしてもらひたい。

〇委員長(加賀山之雄君) もう一ぺん委員長から申しますが、今矢嶋委員の言われる通りです。二十二日のことは何もきまらなかつたのです。二十二日に何をやるかといふことをきめておけばよかつたのでございしますが、これは委員長の手落ちでございしますが、二十一日で一般質疑を終るというところは、早くから社会党からもそういう御意見が出て、非常にはこれははつきりした御意見であつたわけなんです。ところが一方は、委員長といたしましては自民党の御主張が消えてなくなつていれば、今矢嶋さんが言われた通りもちろん私はそう解釈するし、結果的にはそういうものも期待いたしますけれども、自民党の方では、あくまでもこれはもう十九日に打ち切るのだといふ強い主張があつて、これが日曜休みにな

〇有馬英二君 先ほども、またたいたまも委員長が御意見を述べられたのは、私はその通りだと思ひます。ただ、湯山理事の先ほどの発言とわれわれの了解とが少し違ひ点がある。それは、湯山理事は今晩理事会を開いて、そして二十二日の逐条審議をきめる、と、この湯山理事はさつき言われたが、そこまではいつておらぬのです。今晩理事会を開いて二十二日以後のことをきめるといふことを、われわれがそこできめたので、それは先ほど委員長が言われた通りであります。ですから結局は同じことになるかもしれませんが、言葉は湯山君が先ほど言われたよ

〇委員長(加賀山之雄君) 委員長から申し上げますが、問題は逐条審議の日程を組むといふことに議論が集中しましたために、湯山理事がそういうふうな解釈されたこともやむを得ないだらうと思ひます。それでつまり二十二日までは不動のものとして、一般質疑を二十二日まで絶対にやるのだといふことを頭に置かれておられれば、これは湯山理事のようには解釈されたい、逐条審議をどうするか、その日程をどうするかといふことであつたわけですが、

〇委員長(加賀山之雄君) 委員長から申し上げますが、問題は逐条審議の日程を組むといふことに議論が集中しましたために、湯山理事がそういうふうな解釈されたこともやむを得ないだらうと思ひます。それでつまり二十二日までは不動のものとして、一般質疑を二十二日まで絶対にやるのだといふことを頭に置かれておられれば、これは湯山理事のようには解釈されたい、逐条審議をどうするか、その日程をどうするかといふことであつたわけですが、

湯山理事としては自分の党の意見である二十二日までは一般質問、こういうことが頭に前提にあるわけですから、その解釈されることは何ら不思議はないのです。私はその御解釈を責めるつもりもないし、一向不思議ないと思うのです。ところが一方自民党の方は、私が両派の御意見を理事会において拝聴して理解するところによれば、二十二日は最後の線であるという御意見、これを絶対の線としてやはり頭に置いておられるので、これを緑風会も支持しておられる。そうなりますと、二十二日については、それぞれの御見解の違いがあつて、そこを説明しておかなかつたことは、これは委員長の手落ちでございます。従いましてここで両派の解釈の差をまた論議いたしますことは、いたずらに委員会の時間を空費することになりますので、午後は大臣も衆議院の方に回られますことでもございまして、一つこの解釈については、改めてよくお話し申し上げたいと思ひます。私は結果としては、今有馬理事も結果としては同様になるのであろうというお言葉がありましたように、この問題は私はつき詰めて考えるほどのことはないうちに思ひます。

○矢嶋三義君 私は、他の委員会を見てもわかりますように、委員会の運営というものは、委員長の理事打合会のその権威と、運営の仕方というものは非常に重大な事柄でございますので、今後関係がありますから、あえて申し上げるわけですが、後ほどまた懇談する機会があると思ひますが、しかし、有馬さん、委員長、理事打合会でのあの話し合いの経過から、あなた方が今日で一般質問を終つて、そして逐

条審議の話し合いをする、そういうお考えであつたら、あの話し合いの経過からいって、終りの段階において二十一日、二十二日の社会党の総括質問は許可できないという発言が当然なわけばならぬ。それがないのですから、あの話し合いの経過からはずつと言へば、当然そうとるのが筋が通つておりますよ。これはそのときの話の経過を録音をとつておけば、その録音を再生すればはつきりする。その最終段階においてあなたの方の否定がない以上、話はそういうところをおわけです。だからきょうそんなことをやつておれば、この審議がおくられて工合が悪いから、結果としてそれが大きく曲げられるということになる、湯山理事も私も文教委員をやめなければならぬ、責任をとらなければならぬ立場になりますから、これははつきりでも何でもなく、これは非常に重大なことですから、われわれの党の切なる要請であるところの最終的な一般質問というものは、明日まで予定されておるのだというところ……。(それは違ふと呼ぶ者あり)

○有馬英二君 それは先ほど委員長が言われた通り、一般質問は二十一日の午前中で終るといふ約束でわれわれは譲歩したのです。(違ふ、違ふ)と叫ぶ者あり)それは吉田君がそのことをはつきり申し上げました。

○委員長(加賀山之雄君) 委員長から申し上げます。そこまでの約束はできておりません。理事会において委員長の理解するところにおきましては、そこまでののはつきりした約束はできてなかつたように思ひます。

○有馬英二君 委員長の理解は別だつたかもしれませんが、しかしきょうの

二十一日の午前中で一般質問を打ち切つて、それからあとの審議は、きょうの午後の衆議院の教科書法案の審議の状況を見詰めていくということをおな方は言われた。それを見た上でいって、理事会を開いて、それからきめるということ……。

○委員長(加賀山之雄君) 委員長は、両派がそれぞれの御主張を頭に残されたまま、土曜日の理事会のような決定になりましたために、それぞれの御主張が頭の中にあるものですから、そういう解釈をされたので、先ほど委員長が申し上げましたように、その点を説明しておかなかつたことは、委員長の手落ちでございます。従いましてこの点についての解釈は、まだきまつておらないことだと思ひます。一つ審議にお入り願ひまして、あらためて理事会において懇談をいたしますか。

○湯山勇君 簡単に一点だけ確かめておかなければならないことがありますが、委員長は今日、今有馬委員の言われたように、一般質問の打ち切りということをご承諾されますか。あるいはそういうことは絶対にないと保証してもらえますか。それがなければちよつと入れない。その点をはつきり願ひます。

○委員長(加賀山之雄君) 理事会においてそういう決定になればともかく、理事会においてそういう決定がない限りは、委員長としては取り計らいはできかねます。いかがでございますか。

○秋山長造君 簡単に……。今有馬さんのようなお話でありますと、私はさつき委員と委員長との間に質疑応答があつたのをちよつと聞いておりまし

て、私社会党の理事から承知しておつたことと、だいぶ食い違いがあるの、けげんに思つておつたので、有馬さんの最後におつちやつたようなことは、私は全くどうも、一体どういふことなのかという感じを持つのです。特にこれは委員会の審議もだんだん終末に近づいてきた今の段階では、先ほど委員長がおつちやつたように、やはり委員会審議のルールをしいておくというところは、これが一番基本的な問題だと思ひます。ところがその問題についてあれだけ長い時間をかけて、しかも十分に円満に話し合われた問題が、こんなふうに食い違つては私は困ると思ひます。それで私も端的にお伺ひします。あの一体、委員会審議をやるということはおきめになったのですか、どうですか。何日やるということは別問題にして、逐条審議をやるといふことはおきめになったかと思ひますが、その点はいかがですか。

○委員長(加賀山之雄君) 委員長の解釈では、逐条審議をやるといふことは、大体理事会といたしましては了解ができておるうちに考えております。

○秋山長造君 それで逐条審議の日程は、二十二日の理事会で定めるということにきまつた、私どもはこれは疑問の余地のないはつきり了承しておつたのですが、その点はいかがですか。

○委員長(加賀山之雄君) その点は先ほど御報告申し上げました通り、二十二日にきめようというものが、社会党の湯山理事の御主張でございました。と同時に一方自民党の理事からは、二十二日はもう全部の質疑の終る日取りとして強い御主張があつたわけござ

います。従いまして二十二日までそれを、問題を説明しておかないことは、私は非常に両派の主張が食い違つておりますから、いわば無協約状態のようなことを起す非常な心配がある。従いまして今秋山委員の言われたように、あくまでもルールに乗せて審議を行わなければならぬのでございまして、二十二日では心配であるということ、一日繰り上げてもらいたい、これは委員長の要望でございます。この要望に基いて逐条審議を何日にするかというところをおもなる論点として行われたいわけございまして、従いまして先ほど申し上げました通り、湯山理事がこれはもつぱら逐条審議の日程に関するやりとりであるといふふうに解釈せられるのも私は、なるほどやむを得ないだらう、つまり二十二日まで一般質問というものを固定したものに考えておられる次第でございますから、これはやむを得ない御解釈、ところが一方先ほどから申し上げましたように、自民党の方では、二十二日は全部も質疑は終了してしまふ日であるといふふうに主張してこられておりますので、そのうなりますと、その問題は非常にむずかしい問題になつてくるわけですが、従いまして二十二日にやるということとは、理事會ではきめないで、先ほど申しましたように、本日きめよう、ただしそれは条件があつて、衆議院の文教委員会の教科書法案に対する取扱ひ方を決定してからでもいいではないかという条件が湯山理事から述べられた。これは、なるほど教科書法案というものを本委員会としても、もちろん衆議院を通じてくれば、審議の対象にしなければならぬ次第でございますので、

従いまして二十二日までそれを、問題を説明しておかないことは、私は非常に両派の主張が食い違つておりますから、いわば無協約状態のようなことを起す非常な心配がある。従いまして今秋山委員の言われたように、あくまでもルールに乗せて審議を行わなければならぬのでございまして、二十二日では心配であるということ、一日繰り上げてもらいたい、これは委員長の要望でございます。この要望に基いて逐条審議を何日にするかというところをおもなる論点として行われたいわけございまして、従いまして先ほど申し上げました通り、湯山理事がこれはもつぱら逐条審議の日程に関するやりとりであるといふふうに解釈せられるのも私は、なるほどやむを得ないだらう、つまり二十二日まで一般質問というものを固定したものに考えておられる次第でございますから、これはやむを得ない御解釈、ところが一方先ほどから申し上げましたように、自民党の方では、二十二日は全部も質疑は終了してしまふ日であるといふふうに主張してこられておりますので、そのうなりますと、その問題は非常にむずかしい問題になつてくるわけですが、従いまして二十二日にやるということとは、理事會ではきめないで、先ほど申しましたように、本日きめよう、ただしそれは条件があつて、衆議院の文教委員会の教科書法案に対する取扱ひ方を決定してからでもいいではないかという条件が湯山理事から述べられた。これは、なるほど教科書法案というものを本委員会としても、もちろん衆議院を通じてくれば、審議の対象にしなければならぬ次第でございますので、

それと無関係にこの日程を論ずることも多少空になる。従いまして教科書法案の採決を見定めてきめよう、こういうことで、きょう上ればきょう今後の日程を全部きめてしまおう、これは一般質疑も、もちろん逐条審議も討論採決までもあるいは入るかもしれないが、特にその中で重点を置かれるのは逐条審議の日取りでございます。そういうことでございまして、一つ御了承を願って、あらためて理事会の理解の不足した分は、後刻理事会を再開いたしまして、よく懇談を重ねます。従いまして本日は午前中のごとでもございまして、一般質疑にお入り願いたいと思ひます。

○秋山長造君 そりいたしますと、きょうはいずれにしても、衆議院の文教委員会の審議の情勢いかんにかかわらず、散会後理事会を開くということ、これはもうきまつておるのでございませう。

○委員長(加賀山之雄君) その通りでございます。

○秋山長造君 この点はちよつとこういふ席ではなほ何ですけれども、湯山君や何かどういふことをきめられたのですか、一体。私はその点不満なんですがね。私は湯山君から聞いたところでは、二十二日に理事会を開いてきめるのだ、それで、ただし二十一日に衆議院の文教委員会で教科書法案が上った場合は、二十一日に散会後理事会を開いて、そして日程を相談するのだ、だからもし万が一上らない場合は、衆議院の方が片づかない場合は、二十二日の散会後の理事会で相談するのだ、こういうような、これははっきり湯山君の口からも、矢嶋君の口から

も聞いておるのですが、どうなのですか、この点は、はつきり……。

○委員長(加賀山之雄君) 委員長から端的にお答えいたします。その通りでございます。

○矢嶋三義君 もう適当にして質疑に入るために、私は明確に申し上げておきます。それは、二十二日の晩に逐条審議の日数をきめてほしいというこの社会党の主張と、それから自民党の、二十一日ないし二十二日において一切の質疑を打ち切りたいというような主張は、過程において意見としては出たけれども、全部これは消え去つていく。きまつたことは、二十一日、今晩衆議院の文教委員会で教科書法案が上ったならば、そのときに、逐条審議に何日を要するかということについて協議をする、これだけなのです。これ以外に何もありはしない。そしてこの協議の過程においては、二十一、二十二の一般質問はやるということが、あの経過から認められた形になっている。もしこれを否定したならば、その適当なる段階において自民党の理事からはつきりした発言があるべきだ。その発言がない以上は、経過からいってそういうふうにとるのがこれは当然なのだ。これは委員長、理事打合会においてもそうなんです。

○田中啓一君 私は、こういうふうにたたみかけられては、黙つておるわけには参りません。今日の委員会においても委員長から発言を求められ、自民党の理事から発言をしようと思つても、なかなか発言の機会が与えられないような、まずこの調子は、理事会における調子もかくのごときものなのであります。でありますから、私どもの了解し

ておりますのは、本日、衆議院の文教委員会が教科書法案を上げなければ、理事会が開かれんと思つておられます。衆議院の委員会の様子も見てと、こういうことは確かにございました。様子も見て理事会はいろいろ審議の日程をおきめになるものと、かように理解をしております。しこりして、また逐条審議を必ずやるということも、理事会で決定になっておるものと思ひません。日取りによることなのです。やればやりたいことなのです。でありますけれども、それは総括質問というもので日を取つて、しかも、その内容は逐条審議で出るような問題にも及び及び及びでありますから、必ずしもそうとはいかぬ、こういうことでございまして、要するに理事会できまつておりますことは、本日委員会散会後適当なときに理事会をやつて、以後に日程をきめる、こういうことであります。それからなお、そういうわけでありますから、二十二日は質疑を続行すると、こういうことがきまつておる、私はさうに考えております。

○荒木正三郎君 重大なやれ食い違ひがあると思ひます。今田中委員のお話の中には、逐条審議を必ずやるとはきまつていない、こういうお話しです。しかし先ほど秋山委員の質問に対して、加賀山委員長は、逐条審議はやるというところは、理事会において了解されておる、こういうふうに御発言がありました。これは重大な食い違ひです。私も何回も繰り返します。が、先ほど申し上げましたように二十一日、二十二日は一般質疑をやる、逐条審議は二十一日から二十二日の理事会において協議する、こういうふうに

聞いておるのです。これとも食い違ひておる。しかし私は、田中委員のおっしゃつた、逐条審議をやるということは必ずしもきまつていないということは、私は間違ひだと思ひます。この点委員長から訂正してもらふと困ります。

○有馬英二君 それじゃ私が……逐条審議をやるか、やらぬかということ、あつたが、われわれの主張は、もうすでに一般質問の中で、今田中委員が言われたように、逐条審議に關すること、關するといひますか、そういうテーマが出ておつた。だから、あらためて逐条審議をやらぬでもいいのじゃないか、こういうような意見を私が言つたのです。それは吉田理事が特にその発言をしております。そこでですね、つまり社会党の理事のおっしゃること、われわれの言うことは違ひます。それは初めから食い違ひておるのです。(いや委員長のおっしゃつてゐることも違ひます)と呼ぶ者あり、いやいや、そこで委員長は中を取つて、委員長は逐条審議をしなければならぬといふお考えを持つておられる。私もまだそこまで割り切つていないのです。それで一般質問は、(いや、お考えじゃなしに)と呼ぶ者あり、いやいや、ちよつと待つて下さい。(委員長個人のお考えじゃなしに)と呼ぶ者あり、いや、それは個人の考えであつて、委員長としてのお考えでも……(先ほど理事会で)と呼ぶ者あり、いや、一向差しかえないのです。委員長の考えだつて一向差しかえない。

○委員長(加賀山之雄君) 有馬君の御発言中へございまして、お聞き取り願ひます。

○有馬英二君 それで私も十九日で一般質問を打ち切りたい、もし時間がないならば日曜もおやりになつて、そしてこの週中でやめてもらひたい、こういうことを特にそのとき主張したわけなんです。ところがだんだん……そういうことを長いこと述べておりますと、時間がかかりましてから、端折りますけれども、ついに月曜の午前までということでも私の方がまあ歩したわけなんです。月曜の午前まで一般質問をそれじゃやつてもらおうということに譲歩したわけなんです。それからあとは、ちよつと湯山君が言われたように、教科書法案が上つてくるのを見て、教科書法案の審議を見守つて、それからきめようじゃないか、こういうような御提案があつたので、委員長もそれはいい考えだというふうなことで、とうとうきまつたわけなんです。ですから、私どもの了解では、この月曜の午前中で一般質問が打ち切りであるというふうに理解をしておるので、(それは非常な食い違ひです)と、今有馬君が言われた通りかどうか、委員長から(と呼ぶ者あり)。

○湯山勇君 月曜の午前中に一般質問を終るといふようなことはないといふことを、委員長先ほどはつきり言われたわけなんです。その点については有馬理事の御発言は全く理事会の決定、委員長の本委員会における御発言と食い違ひております。それから先ほど委員長は、理事会としては逐条審議をやることに了解ができておるものと思ひたいはつきりした御言明がありました

が、それについては自民党さんの方は、そういうことはないのだというところをまたおっしゃって。これでは理事会できまつたことを委員長が確認してやることも、また大へん食い違つて参つておられます。委員長は私が先ほどきくやうな一般質問を打ち切るというより、なにかあるかという意味の質問をいたしましたのに対して、理事会で決定していないというところをはつきりおっしゃっておるわけですから、そらだとすれば、皆さんの御把握は非常に違つておると思ひますので、この点は委員長から一つ明確に誤まつておる点の御指摘を願ひたいと思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) 委員長から申し上げます。きょう打ち切るということは理事会ではきめておりません。それから先ほどの逐条審議も、理事会として正式に逐条審議をやるのかというところはきめておりません。これは有馬理事の言われる通りでございます。ただ、逐条審議の日取りをどうするかというところまで相談にのつておりますので、委員長といたしましては、逐条審議はやるべきものであるという御了解が各理事の中にあるものと私は了解しておつたのです。かようなことでございまして、逐条審議を絶対にやるのだというところは、そういうかたい意味においては、理事会において取り扱つてはならない。決定もいたしておりません。ただ、逐条審議をやるという前提でなければ、日程を組むということもナンセンスでございますので、日程を組むという以上は、逐条審議はやるものであるというところの御了解があるものと思つて、委員長は先ほど秋

山委員の御質疑に対してお答えをした次第でございます。どうもございまして……。(ちよつとその点について)と呼ぶ者あり)では簡単にお願ひします。

○秋山長造君 委員長の今のお言葉から私もわかるのです。委員長おっしゃる通りに、逐条審議をやるというところが前提になつていなければ、日程を組むということでは、いろいろ話し合が行われるはずがない。ところが今有馬さんや田中さんのおっしゃるやうに、一般質問はきょうの午前中で打ち切り、逐条審議はやるかやらないかはきまつていない、しかも、その言葉の裏に含まつておる感じは、逐条審議はいかにやる必要がないというやうなお言葉が出る。それは、何もきょう、あんな午後衆議院の方の様子を見て理事会をやつて日程をきめるのか、二十二日の散会後逐条審議の日程をきめるのか、そんなことをなぜ議論をしてこられたのだらうかと思ひます。その点は一つどうですか。今委員長のおっしゃることは私は正しいと思ひますが、自民党さんの方でもその点について、もし万一何かの誤解でもあつたのだらう、一つ今の委員長のおっしゃつたやうにはつきり確認しておいていただきたいと思ひます。そうしなければ、きょう午前中だつて審議は落ちついてきかないですよ。

○田中啓一君 私どもは委員長のお言葉通りに考えております。ただお言葉通りでありまして、ともすると、総括質問が何日かかつても、とにかくそのあとで逐条審議をやるんだと、こころいふに聞こえるやうにおっしゃるので、そらではないというところを……。(このとき発言する者多し)いやそらでなければつづけるので、私どもは逐条審議をやるという早う日程をきめて、そして総括質問、逐条全体の質疑の終了時期を早くきめたいと、こころいふことを申し上げておつたわけですから、私どもは委員長の御言葉通りに解釈しております。

○秋山長造君 はなはだ失礼ですけれども、田中さんに重ねてお尋ねします。逐条審議はきょうの午前中で打ち切り、逐条審議はやるかやらないかはきまつていない、しかも、その言葉の裏に含まつておる感じは、逐条審議はいかにやる必要がないというやうなお言葉が出る。それは、何もきょう、あんな午後衆議院の方の様子を見て理事会をやつて日程をきめるのか、二十二日の散会後逐条審議の日程をきめるのか、そんなことをなぜ議論をしてこられたのだらうかと思ひます。その点は一つどうですか。今委員長のおっしゃることは私は正しいと思ひますが、自民党さんの方でもその点について、もし万一何かの誤解でもあつたのだらう、一つ今の委員長のおっしゃつたやうにはつきり確認しておいていただきたいと思ひます。そうしなければ、きょう午前中だつて審議は落ちついてきかないですよ。

○田中啓一君 私どもは委員長のお言葉通りに考えております。ただお言葉通りでありまして、ともすると、総括質問が何日かかつても、とにかくそのあとで逐条審議をやるんだと、こころいふに聞こえるやうにおっしゃるので、そらではないというところを……。(このとき発言する者多し)いやそらでなければつづけるので、私どもは逐条審議をやるという早う日程をきめて、そして総括質問、逐条全体の質疑の終了時期を早くきめたいと、こころいふことを申し上げておつたわけですから、私どもは委員長の御言葉通りに解釈しております。

○委員(加賀山之雄君) 速記を始めて下さい。

○吉田萬次君 私はきのう理事会におきまして、今日の午前中は総括質問をやるというところは確認しております。それから今の衆議院の方の審議のあり方というところにつきましては、これはきょう上るという説、あるいは上らないという説、いろいろありまして、その間私はつきりしません。ただ、私はきょうの衆議院のあり方によつて、その結果において、あすの日程をきめる、きょうの委員会が済んでからきめるというやうに私は解釈しております。

○湯山勇君 今の衆議院のあり方というものは、はつきり条件がついております。それは衆議院で上つた場合、少くとも委員会であつたということが前提

条件です。そこで正式に言えば、本会議ということになるのだけれども、われわれもこの段階で本会議で上ったというようなことは言わないということをお願いしたら、吉田理事の方から、それは二十一日に上ることは確実だということまでおっしゃったわけですから、今更方というよりなほやけた言葉でなくて、はっきり衆議院の文教委員会の上という条件を確認していただかなければ、非常にこの話は食い違つて参りますから、その点をまず委員長の方から、与党の理事の方へ確認して、明らかに語っていただきたい。

○吉田萬次君 ただいま上る、上らんとすることが、なるほどきつては非常に議論になつておつたように思いますが、上るといふふうなことは、私は言つた覚えは絶対にありません。それは有馬先生がおっしゃったかもしませんが、私は上るといふことは言つておりません。従つてどうかという、きよりの衆議院の進行状態、あるいはこの問題に対するどういふうな結論が出るか出ないか、その状況によつて判断して、そしてあすの日程をきよりの委員会が終つたらきめるといふように私は考えております。

○矢嶋三雄君 私はこれは今後のあれに重大な問題だと思つたのですが、ちよつと自民党さんお聞き下さい。私はこままできつと、本委員会を運営していく責任者である委員長、委員長、理事打合会の司会者である委員長、委員長の私は確認次第では、責任問題まで起つてくるのではないかと思つたのです。湯山理事が出された、月曜日教科書法案が上つたという条件、その条

件でも、うちの党を押さえるのには骨が折れるかもしれないことを私は言いました。その衆議院の文教委員会が教科書法案が上るといふのはどういふことかというので、問答があつたわけですが、そしてそれは質疑終了、討論採決を終ることだと、それで、それはそれでよいというので、委員長が言われ、それであなたの方の方は、はいはいと言つて、肯いたわけなんです。それを否定するならば、そのとき発言しておらなければいけないです。何ら発言はなかつたわけなんです。そして委員長はそれを最終的に宣告した形になつてゐるのです。そのことをこの段階になつて曲げられては、私は委員長さんの立場は困ると思つたのです。この点一つ御記憶を新たに、与党側の理事は善処していただきたいと思つたのです。それがなければ、今後はこれはきよりの質疑になかなか入れないです。その点私は委員長さんが先ほども言われておつたように、きわめて明確に委員長さんも把握されておると思ふので、司会の責任者として、早くこの点明確にして質疑に入れるようにしていただきたいと思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) 委員長から申し上げます。土曜の理事会において確認されましたことは、本日午前中、一般質疑を続ける、その結果を見て、それからもう一つは、衆議院における文教委員会において、ただいま審議中の教科書法案の結末を見て、この今後の逐条審議を含めた日程をきめるといふ、これが確認されたわけであり、これは結果を見てという意味は、今問題になつてゐるようでございますが、私の解釈をもつていただきますれば、やはり討論採決と……委員会における討論採決という意味であるというふうに私は解釈をして、この点については両派に意見の食い違いがなかつたように私は理解をしておるわけであり、

○吉田萬次君 それは今の委員長の言われたことは了承しますがね。そこにわれわれの響きというもので、響きというものは、私には結果がはつきり出たというふうなこと、出るか出んかということは向うにあること、はつきり……、こちらが想像するだけの問題であつて、で、私はその点において、そこまで結末がはつきり出た、そしてそれによつてというふうなことに解釈しておられません。私がいふゆるあり方によつてというの、この点であります。

○荒木正三郎君 私はただいま委員長からおつたことは、その通り湯山理事から報告を受けております。従つて、この結末を見てということとははつきり、その内容については、衆議院の文教委員会が教科書法案が質疑を打ち切つて討論、採決をした、それが結末を見てというふうにはつきり私どもは了承をしておるわけなんです。それから委員長もまたそういうことをはつきりおつたやうに思ふので、そういう前提の上に立つて今後の審議日程を組もう、こういうことになつておる。これはもう委員長も、われわれの受けた報告も、一致してゐるのですから、吉田さん、そういう点はやはり確認してもらわれないと、これは将来非常に困る問題が起つてくる。

○委員長(加賀山之雄君) それからも一つ、委員長からつけ加えて申し上げますと、結末を見てという意味は、つまり結末がつくというところは、教科書法案が本院へ送付されるということに相なるわけでございますから、そうなつた場合には教科書法案に対する審議日程も当然本委員会として計画を立てなければならぬ、そういう意味が含まれてゐたものと委員長は解釈しておるわけで、この点について湯山理事の提案はまことにごもつともであらうと考えて、委員長が取りなして、これでいかがですかというところで御了承を得た次第でございます。

○委員長(加賀山之雄君) 理事会を開くことは本日公報にも載っておりますが、理事会を、ほかに問題もございませうので……。間違いました。公報に載せていないのでございませうが、本日は理事会を開きますことは正式にはきめておりませんが、これは理事会を開くという事は、ほかの案件もございませうので、特に他の案件がございませう、これは当然開いていただかなきゃならぬと考えております。

それから今吉田さんの御発言でございませうが、本日はとにかくに衆議院におきまして結末をみないという場合は、社会党の理事の御主張になった通り、明日になって逐条審議の段取りをきめるといふことになるものと。つまりきょう上つたらばきょうきめるといふことは、反面には、きょう上らなければ、きょう逐条審議の日程はきめないうで、明日にする、そういうふうに私は当然これは常識として理解すべきものであるというふうに、これは疑念がないように私は考えております。

○吉田萬次君 それは私は違うと思うのです。きょう結末をつけないければ理事会を開かない、また開いたにしても次に進まないというふうなふりすることは、私は聞いておりません。

○委員長(加賀山之雄君) そういうことは確認はいたしませんでしたが、逐条審議をいつきめるかという事で、理事会の論議が出たわけでございませうね。それで、それを十九日に、きょうきまらぬか。きょうはきめられぬ。日曜は委員会開けるか。これは開けない。社会党では、二十二日まで一般質疑をやつて、その上で逐条の日程を組もう、それで計画を立てようという

ことに對して、委員長の方から、それでは二十二日までこれをほうつておくことは、はなはだ委員長としては委員会の運営上危惧にたえない、従つてぜひとも月曜日に逐条審議を含めた日程を考えてきめるわけにはいきまいか、これを提案をいたしましたところ、それでよろしい、ただしそれには条件があつて、衆議院の文教委員会の結末を見て、これが質疑打ち切りになつて討論採決をされれば――まあこれは少し付言していると思ひますが、結末を見るという事はそういう意味であらう。つまり言葉をかえて言へば、それが火曜日の本会議にやるといふような見込みが確定になった場合には、それは一つきょうの理事会において逐条審議を含めた日程をきめよう、こういうことに私は考えた。で、その反面には、それでよろしいかと申しましたところが、自民党の理事側からも、それでいいという御発言があつたように私は考へて、それじゃさうにいたしましたし、かようになつた次第だと思ひてございませう。

○吉田萬次君 私はさういふふうに考へませんので、私は先ほど申し述べた通りでございませう、そのことに對する承服はできません。

○荒木正三郎君 委員長のおっしゃることを確認して、質疑に入つて下さい。

○矢嶋三義君 吉田さん、委員長が今発言されているのを、もう委員長理事打合会で一応きめたことですから、確認して、審議に入らうじやありませんか。おそろく私推察するに、土曜日の委員長理事打合会の結果をあなたの党の役員会かどつかへ持つていつて、

ずいぶん問題になったものだから、それであなたは苦しい立場から、さういふ発言があつていふことと推察はいたしますけれども、しかし委員長理事打合会で確認して、委員長においてもさういふふうにはつきりと記憶されておるわけですから、それはもうそれにして、今後検討をまた機会をつかむことにして、さうして質疑に入らうじやないですか。それを曲げられたんじや、これは権威にも関しますし、審議にはいれないと思ひます。

○吉田萬次君 いろいろさういふ話もありませうから、とにかくきょうの理事会においても一応確認していただくことにして、質問だけは……。

○委員長(加賀山之雄君) 先ほど申しました委員長の解釈に間違ひないようには思ひますが、(絶対間違ひない)「あなたの方が間違ひした」といふのなら、それによつておかしなところを呼ぶ者あり、理事会の席上には(私は委員長としての報告には間違ひはないと思ひます。と)呼ぶ者あり、竹下さんも御出席願つておつたのですが、私はその通りだと思つておるのですが、いかがですか。

○竹下豊次君 さういふふうに理解しております。ちよつと話は返ります。が、ただ、あすの会議で何を取り扱うかというところにつきましては、はつきりした約束がなかつたと思つております。(逐条の日程)と呼ぶ者あり、逐条をやるといふこともなし、逐条をやらないとも約束がありませんでした。ほかの問題を取り扱うことも、また逐条の問題を取り扱うことも、これは禁止的な約束ではなかつたかと私は記憶しております。ただ湯山さんのお気持では、日程で幾時間かかるかという問題

について、きょうでできればきょう、きょうでできなかったらあすというお話がありまして、そのお氣持をお察しするといふと、その前に逐条の審議に入るというお考えはなかつたかもしれませんけれども、しかし何時間かかるか、幾日かかるかという問題と、逐条の審議を始めるという問題とは、これは別な問題でありまして、私としては入らうと思へば入り得るだけの余裕はあつたのじやないか、さういふふうには私は理解しているわけでありませう。

○吉田萬次君 私は竹下先生のことによつて了承いたします。竹下先生のお話のようないことだといふことを考へました。さういふふうにお取り計らいを願ひます。

○湯山勇君 竹下先生のお話で、われわれの方が申しおるし、あの段階で追いつめられたのは、逐条の日程という事です。そこで衆議院がきょう上れば、それはおつしやるような事態であるかもしれないけれども、逐条の日程をきめないで逐条に入るということは、常識上あり得ないことです。だから、逐条の日程がきまらないで逐条に入るというところが考えられない以上、今おつしやるように、言葉の上からはあるかもしれないけれども、事実の上からは、先生の言われたような事態はあり得ないといふことの御確認さえいただければ、それはけっこうです。

○委員長(加賀山之雄君) それと、もう一つ確認されたことは、湯山理事の方から、いかなる場合があつても二十二日には一般質疑はもう終える段取りを立てておる、これは確認されてい

○竹下豊次君 ただいま湯山さんからお話でございませうが、逐条の日程がきまらなければ、幾日要するか、幾時間要するかのことがきまらなければ、その前に逐条審議を始めるといふことは全くできないことじやないかと

いふことなんです、私は、(それで)いつころですと呼ぶ者あり、幾日ぐら

いかかるかといふことをきめる前には、逐条審議に入つてみれば大かた見当もつくであらうという御意見も

ちよつと出ましたから、さういふ意味で申し上げておるわけでありませう。

○秋山長造君 土曜日の委員会の席上、私は松沢一鶴氏の扱いについて委員長に御質問申し上げたのですが、そのときに委員長は、土曜日の理事会で相談をして、今日の委員会の冒頭その扱いについてお話ししたい、さういふお話があつたのですけれども、ただいままでまだこの点についてのお話がかつたのです。その点、やはりこの問題は、私ぜひこの法案の審議の終る前に、途中においてやむやにしない、きちつとやむやに結末をつけていただきたい、さう思ふのですけれども、今どのようになつてゐるか。

○委員長(加賀山之雄君) もちろんうやむやにするつもりはございませうので、実は理事の方には御連絡申し上げておいたので、報告ははしたわけでございますが、松沢君との連絡は、きょうの午後ならば多分時間があくであらうという確認を得ておりました、それで本日午後いろいろ理事会懇談会を開いていただいて、その席上に松沢君に御出席願ひ、時間はあらためてこちらから御連絡するといふ連絡にいたしております。

それでは質疑に入ります。

○矢嶋三義君 質疑に入る前に、話し合いによって明後日以後は一般質問がでなくなるわけですが、従って、今まで要求してあります資料で出ていないのを、今あらためて申し上げておきますから、早急に出していただきたい。それは予算案ならびに条例案の原案送付権ですね、これが二本建て混乱を起した件数として、都道府県が十六件、市が三件、町村が四件、数字だけ出されております。本委員会では要望したことは、その二本建てはいずれに無理があるのかということを一応検討しなくちゃならぬから、その内容の概略を資料として出していただきたいと要請しておきました。ところが、五件しか出してありません。福岡県以下奈良県、五件しか出ておりませんので、少くとも都道府県の場合十六件あるわけですから、十一残っているわけですが、それを至急に出していただきたい。それを一つと、それから市町村教育委員の推薦別ですね、どの党から推薦されたか、それから党で推薦されなくても、推薦母体は革新系であったか、保守系であったか、P.T.A推薦とか、青年団推薦とかあるわけですが、その資料を直接持つておられなかったら、新聞社の調査でもいいから、とにかく一応資料として出していただきたいと要請しておりますが、これが出ておりません。

それから予算の原案送付権と関連がありまして、この年度末に教職員の人事異動、その重点は地方財政の再建計画とも関連して、男女差別扱いとか、あるいは五十才とか、五十一、二十で勧告がなされたというのが点々となる

わけですが、どの程度の年令に基準を置いて、各都道府県はどのくらいの首切りをやったか、これは財政的な立場からそういう取扱いはしているわけですが、その資料を要求しましたところが、三月現在程度のきわめて大ざっぱな資料は一応出していただきました。

この段階ではその程度しかあなたのところは資料がキャッチできぬということかもしれないが、そのうちにさらに正確なものが出るということでお約束をしておいたわけですが、すでに五月二十一日でございまして、それはもう少し正確なものが出てくると思う。たとえばあの中には、福岡県のごときは異動がないので、ゼロ。ゼロになっておったわけですが、その後福岡県にしましても、熊本県にしましても、人事異動がなされておりますので、あれはずいぶん、まあ私もはそれでけっこうだといいたいわけですが、きわめて大ざかみなものでございまして、ごく最近の日付によってもう少し正確なものを出していただきたい。

それからもう一点は、これは委員長を通じて委員部の方から連絡していただいたのですが、地方財政再建計画ですね、あの再建団体として自治庁にその認定方を申請した地方公共団体の件数、並びにその再建計画の内容のうちにおいて、教育に関係ある教育部門の再建計画ですね、それを出していただくように小林行政部長に要望して、了承しておりますので、一般質問はあすで終了いたしますので、委員長を通じて早急に提出するよう要望しておいていただきます。これだけ要望しておきます。

○政府委員(緒方信一君) ただいま資料に關して御要求がありました中につきまして、ちよつと御了承を得ておきたいと思いますが、第一の予算、条例案の二本建ての問題の事例でございますが、それは当時荒木委員の御要求であつたと思いますが、最初五件が件数、県名を申しました。その内容を提出してくれというお話でございまして、その間にお答えする意味で提出したつもりでございまして、ただいまの御要求は新しい御要求だと存じますが、この前もちよつと申し上げましたが、古いことでもございまして、正確な内容がなかなかつかみにくいのでございまして。あの件数にいたしましたので、この前申し上げまして御了承を得ましたように、私どもの方に記録があるものを引っくり返して見まして、差し出したような次第でございまして、できる限りいたしますから、その限度で御了承願います。

それから市町村教育委員の推薦団体別ですね、これにつきましては、この前加入団体別の資料を差し上げました。これはこれをもつて一つ御推定をお願いしたいと思つてございまして。これはいろいろやってみましたが、市町村教育委員の推薦団体別という資料はちよつと出て参りません。この点はちよつと一つ御了承いただきたい。いろいろ御要求がございましたので、知事の選挙におきまして推薦別につきましては、これはお話がございましたように、新聞の当時の記事を取扱いたしましたので、お手元に差し上げてございまして、市町村教育委員会もそれと同じ

ような調べは、きょうからもう不可能でございまして、この点は一つどうか御了承いただきたいと思います。それから三番目に申し上げました年度の異動についての調べでございまして、これはお話の通り、その後調べましたなるべく近いものを差し出したと存じます。しかし、これもこの前御了承を得ましたように、正確な数字というものはなかなかキャッチできていない点もあると思つたので、これは私歸りましてよく調べました上で、その点一つ御了承願います。

○矢嶋三義君 ただいまの市町村教育委員の加入団体別の資料というのを、確かにいただいたので、検討いたしました。あれもほとんど加入していないので、この資料は実際物にならぬです。われわれがこの公選制を議論するに當てて大事なことは、今の市町村教育委員選挙がどういふ推薦母体で、どういふ形で一体公選が行われているのか、これは一番例の公選制、任命制を審議する場合のキー・ポイントになるわけですね、実情把握というところが……。従つて、どういふ推薦母体で行われているかということが大事なわけなんです。まあさうあなたのところにないでしうけれども、若干の報道機関に問い合わせたら、私はさう苦労しないで手に入ると思つた。あるいは全地教委という機関もありましたし、さういふ場合はその資料についてはあなたの責任を私は追及いたしませんから、何々新聞社提供とか何々会の調査による、それを数字を曲げちゃなけつてくれども、さういふ条件付でけつてから、これは電話を二、

三本かければ手に入ると思ふますので、ぜひ一つお願いしたいと思ふます。

○政府委員(緒方信一君) これはお話がございましたので、私ももできる限り手を尽しまして実は調べておるわけでございますけれども、ただいまお話のように、たとえばまあ新聞記事の資料というものを政府から提出するということは、実際はちよつと政府の責任としては困難であると存じます。しかし、お話がございましたので、知事の選挙当時の推薦別につきましては、これは、あれは朝日新聞の記事だつたと思ふますが、それを差し上げました。しかし市町村教育委員の推薦別はちよつと、きょうからはどうしても不可能だろうと存じます。いろいろ手を尽してみたのでございましてけれども……。それで性質をいたしまして、これは理屈を申し上げるわけじゃございませぬけれども、政府として責任をもつて提出する以上は、これはやはり政府機関として責任の持てるものでなくてはならぬと思ふますので、まあ責任を持つ必要はないと申されたので、特に知事につきましては新聞記事によりまして出したというわけでございます。ちよつと、市町村の教育委員会につきましては、今日の段階では不可能でございまして、これはぜひまけて御三承を願いたいと思ふます。

○矢嶋三義君 こうなると、緒方さん、ちよつとこれは問題になると思ふのです。市町村教育委員の選任方法を公選制から任命制に切りかえる。それじゃその選挙というものはどういふ実態で行われているかという現状、実態を把握していないで、それだけのものを

把握してないで、こういう改正案を出してきたという事は、私はこの法案を国会に提出されたあなたの方としては、若干追及されてもいたし方ないと思う。しかし、どうしてもないというならば、あなたのところの弱点はここでは議論する時間がないので議論しませんが、そのかわり、私百歩譲りましよう、今市町村教育委員はどういう推薦母体から推薦され、どういう形でこの選挙が行われておるであろうという推察は持つておるはずだと思ふ、法案を作る以上は、改正案を作る以上は、かようにわれわれは推察しておる、かように現状を把握しておる、そういう立場から、それを文書にして出していただきたい。その把握いかんという事は非常に重大です。これを把握してないでこの法律案を出した、そのこと自体問題だと思ふ。その追及は私はあらためてやりたい。しかし、その文書で出していただきたいところで私は質疑をいたしたいと思ふので、そういう文書は必ず出せるはずですから、出していただきたい。

○政府委員(緒方信一君) はなはだ何度もお言葉を返すようでございますが、教育委員の加入団体別比較というものは実は差し上げてございます。これは二十七年の選挙のときの加入団体別でございます。私どももこれをもつて、どういふ分野から教育委員が出てきておるかという事は見れるわけでございます。先ほど申しましたことは、この加入団体別比較においていたしまし、申し上げておるその点、一つ御了承願いたいと思ふ。

○矢嶋三義君 緒方さん、百歩譲つておるのです。簡単ですよ。加入団体別の表は見ておる。そこであなたに筆書いていただきたい点は、今の市町村教育委員の選挙はこういふ団体が推薦母体になって選挙が行われておると思ふ、何も推薦母体がなくて選挙が行われておるのは大体何パーセントくらいであらう、あるいはPTA推薦でやつておるものは大体どのくらいであろう、このくらいの推測はないはずなんです。これを一筆書いて下さい。これは無理な資料要求じゃない。それは今用紙半ばあつたらけつておる。十分かつたら書けます。それが書けぬということになつたら、現状把握してないということになつたら、重大ですよ。それを書いて出して下さい。

○政府委員(緒方信一君) それは資料としては、先ほどから申し上げました資料を差し出してございますので、これに基いて御質問があれば、こちらも見ているところはお答えできると思ふますけれども、ただいまのはどう見てもおるかという事でございました。これは資料ということじゃありません。別調べで御了承願います。かように申し上げておるわけでございます。答えないということではございません。紙に書いて出せと言われましたが、これは資料として出せということでございます。はなはだ理屈を申すようでございますが。

○矢嶋三義君 だんだん近寄つてきました。私の資料要求は、市町村教育委員の選挙はどういふ母体で選挙が行われておるか、その資料を出していただ

きたいと言ふ。ところが、あなたの方でむずかしいと言ふから、だから私は百歩下つた。百歩下つて、そういう数字的資料が出せないならば、あるいは骨折られるかもしれないから、それではあなたの方としては、大体市町村教育委員の選挙はこういふ形で行われておるという少くとも現状に対する判断、把握というものがあつてはならない。その資料が出せないから、無理だから、もう審議も日が切迫しておるから、だから私百歩譲つて、あなたの方の判断しておる点の一つ文書にしてお出し願いたいというのだから、私はちつとも無理を言つていないと思ふ。

委員長、一つ要請して下さい。

○委員長(加賀山之雄君) いかでございませうか、それを文書で提出するか、この委員会答弁の形で明らかにしていくか。

○矢嶋三義君 質疑だつたら、時間がかつてしまふ。文書だつたら、質疑の時間が省けていいから、そうやって下さい。

○政府委員(緒方信一君) それでは、お答え申し上げますが……

○矢嶋三義君 お答え申し上げます。今審議に入つていないのです。出していただきたい。書いて出せばいいじゃないですか。なぜこんなことで苦勞しておるのですか。

○政府委員(緒方信一君) 資料の説明をいたします。

○矢嶋三義君 今資料の説明を聞く段階じゃないのです。今審議しているのじゃないのです。それを出していただいたら、きょう、あすの一般質問も必ず審議を終るようになるから、だから現状分析を、把握を、こうしている

というのを半べら、半べら程度しかないので、だから、用紙にそれを書いて出したい。……

○政府委員(緒方信一君) さようでございます。それから、それは判断の問題でございます。資料として書いて出すという事は困難だと存じますから、さきに差し上げました教育委員の加入団体別比較、これは昭和二十七年の選挙のときの結果でございます。ここに団体の区分をいたしまして、教員組合、PTA、青年婦人、その他、なし、不明と、こうございませう。これは私どもは推薦別だと考えております。ですから、これを一つごらんいただきたい。……

○委員長(加賀山之雄君) 矢嶋君にお諮りいたしますが、一つ質疑の形で意見をただされるのであるなら……

○矢嶋三義君 質疑……、時間がかかりますよ。口でしゃべることを書いて出せというのに……市町村別の資料というのを、百歩下つて、現状把握を出して下さいというんですよ。……委員長さん、要請しておいて下さい。

○委員長(加賀山之雄君) ただいま政府側にもお願いいたしました。政府としては、資料として出す以上は、資料として権威のあるものでなければならぬという考えを持っておられるようであります。政府の意見とか推察にかこれは資料を要求されてもむずかしいと思ふますが、まあできるだけ御趣旨に合うようなものを考えたい、今

政府では考えておられるようでございませうから……

質疑のある方は……

○荒木正三郎君 私は質疑に入りたいと思ふんですが、時間もきょうは午前中という事で、三分や五分の質疑時間では困るわけですから、この点、委員長の方は差しつかえございませうか。

○委員長(加賀山之雄君) どうぞ。

○荒木正三郎君 それでは……私は今度の法案を見まして、非常に重大に感じておる一つの問題は、教員の行方研修に對しまして文部大臣が助言、あるいは指導、あるいは主権する、こういう点があることであります。これは學問の自由、あるいは教育の自由、そういう重要な問題と深い関係があるものと私は考えておるわけであります。この學問の自由、あるいは教育の自由と非常に深い関係のあるところは、この項目だけではありません。そのほか第三十三條の教材に対する問題、あるいは文部大臣の措置要求等に対する問題等にも現れております。言葉をかえて申しますと、この法案の随所に學問の自由、あるいは教育の自由と深い関係のある問題が出てきておるわけであります。まず最初に、私は教員の行方研究集会の問題について、これは學問の自由、教育の自由を阻害する、あるいは制約を加える、そういう点が起つてくるのではないかと、大きな危惧を持っております。そういう意味で、この問題に関連をして若干の質問をいたしたい、かように考えておるわけでありませう。

まず第一にお尋ねをいたしますのは、なぜどういふ必要があつて文部大

臣が教員の行なつておる研修に對しまして関与しなければならぬかという問題であります。こういう問題は自発的な活動によつてその成果を期待することができるといふこと、この研究とか研修とかいふことは、外部の力によつてこれを進めていくといふことは、その成果を期待することはできないのみならず、非常な弊害を伴つてくるというところは、これは過去のいろいろな例を見ましても明瞭であると思つております。なぜ今度の法案におきまして、こういう研修というふうな全く自発的な活動に待たなければならぬ問題を文部大臣が関与する、そういう必要がどこに起つてきておるのかという点でございます。

○國務大臣(清瀬一郎君) わが国の戦後の教育法系全体を見ますと、いろいろと、やはり教科書は第一、審議会の議に基きますけれども、文部大臣がきめるのであります。学習指導要領も同様のことでございます。これらの関係から、文部省設置法にも「教育職員の研修について連絡し、及び援助すること。」というところが文部省の義務と相なつております。これと照應いたしまして、法案第四十八条の第四号にこれをあげておられますので、学問の自由を押さえる考えはあります。学校教職員がこのほかに自由に学問をなさつてよろしいのであります。教育の自由という言葉には別にまた註釈があります。けれども、大体与えられた教育活動をこれに制限するといふ考えはございせん。

○荒木正三郎君 今文部大臣の説明を聞きますと、教科書については文部大臣が検定をしておる、あるいは学習指導要領は文部省から出しておる、それから文部省設置法によつて教員の研修については連絡あるいは援助の規定がある、そういうことと関連をして、教員の行つた研修に指導及び助言あるいは主権すること、こういうふうな考えなのである、こういう御説明でございませう。

○國務大臣(清瀬一郎君) さようでございます。

○荒木正三郎君 しかし、私は教科書の検定、あるいは学習指導要領を文部省から出しておるから、教員の研修について文部省が関与しなければならぬという理屈はどこからも出てこないと思ふ。ただ文部省設置法の連絡、援助の問題ですが、この教員の研修につきましても、教育公務員特例法にも別に章を設けて、この問題についていろいろの規定をいたしておるのであります。この規定は文部省設置法の規定とも何ら矛盾をいたしておらないのでございまして、この教育公務員特例法第三章においても、教員の研修は非常な大事であるということがまず確認をされております。しかしこの研修を進めるについては、この指導とかあるいは助言、そういうことは全然出ておらないのであります。教員が自発的に研修を行へるようには援助を与える、そういう面がこの法律には規定されておるのであります。もう少し詳しく申し上げますと、「教育公務員の研修について、それによつて施設の、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を構出し、その実施に努めなければならない」といふ、しかもこれは文部省の役目としておる、教育委員会の役目としておるのであります。教育委員会は、教員

が行つた研修について、施設とかあるいは研修を奨励するためのいろいろの方途、そういうことについて、教育委員会は努力しなければならぬ、こういうことになつておるのであります。少くともこういう規定である限り、研修の内容にわたつて、それを立ち入つて関与するといふことは起つてこないと思ふのです。これはやはり研修といふことが、自発的な活動に待たなければならぬ、こういう趣旨から出てきておると思ふのであります。しかるに今度の法案については、そういう研修に關して、指導及び助言を与える、またはこれを主権するといふところまで文部省が関与しておる、こういう理由では従来の教育公務員特例法の規定と照らし合しても矛盾をしておる、こういうことが私は言えると思ふのです。また文部省設置法の中にある連絡、援助、こういう問題をもはるかに通り越しておる規定である、こういうふうな思ふのです。これは全く新しい規定です。なぜそういう必要があるのかどうかといふことをお答えを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(清瀬一郎君) 地方公務員法等によつて、職員の任命権者はやはり職員の研修を行つたが責務でございまして、それからまた今あなたの御指摘の教育公務員特例法十九条において、それに必要な施設、研修を奨励するための方途を講ずるのでございまして、この四十八条は、文部省が出ていって直接にやれという規則ではございませんで、本文を見て下さるといふと、都道府県または市町村に對し、教育に関する事務の適正なる処理をはかるといふために、必要な指導、助言、援助を

行ふものとする、こういうことなんです。それから適正なることといふと、どういふことであるかといへば、ここに「おおむね」といふ文字をつけて、一から十一まであげておられます。そのうちの第四番目に、研究集会、講習会その他研修に關し、指導、助言を与えるといふので、国の文教をあげておる文部省が、各委員会に對して便宜を与えるため適當な指導、助言をやりていけないといふことはないと申すのです。ことに新教育方針がきまりましてからは、現にこれをやつて、今日までの成績をあげておるのであります。文部省組織法にも、研修に關して連絡、援助をすることが文部省の責任となつておるから、この文字は新たに書きましても、やはり今までの趣旨と変わりません。いいことはやはり法律に書いていいのだと思ひます。

○荒木正三郎君 そうすると、文部大臣の説明によりますと、連絡、援助、そういうことと、今度の法律に書かれておる指導及び助言といふことは全く同じ内容である、こういうふうな私は受け取れるのですが、そういうふうな受け取りまして間違ひございませぬか。

○國務大臣(清瀬一郎君) ちょっと聞き落しましたが、どれと同じことだといふ……。

○荒木正三郎君 文部省設置法に書いてある連絡、援助、あるいは教育公務員特例法に書いてある施設及び研修を奨励するための方法、そういうことについて、努めなければならぬといふのと、今度の法律に書いてある指導及び助言といふことは、全く同じ意味のことであるかどうか。今大臣は、全く同

じ意味のように解釈をしておられるが、それで間違ひないかどうか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 文部省設置法の権限以内のことではあります。全く同一とはちよつと言ひかねますが、文部省はもつとほかにもせなければならぬことがありますから、その権限以内のことではあります。

○荒木正三郎君 そういたしますと連絡、援助の、援助にはいろいろの私は方法があると思ふのです。その範囲を越えない、こういうことではございませう。

○國務大臣(清瀬一郎君) さようでございます。

○荒木正三郎君 私は、さうでございまして文部大臣の答弁だけで、この点を安心するわけにはいかないと思ふのです。そこでもう少し具体的にいろいろの研修集會を催しておられます。あるいは校長集會を催しておられます。いろいろな研究集會を催しておられます。また教職員の組織しておる教員組合等におきまして、研修集會を催して教育問題についていろいろ検討をしてきておるのであります。こういう研究集會に對して指導及び助言を与えるといふことは、一具体的に言つたらどういふことをされるのでありますか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 教職員諸君が自分で主催される場合には、その方から問ひなり、要請があつたらすと思ひます。これはそのほかのことではありますので、あるいは御参考になるかどうか知りませんが、法律による文部省の連絡、援助の権限をおこまかく書いたものがありまして、その第八條に、初等中等同の事務といたしまし

て、第十三の口、こういうことが書いてあります。「初等中等教育に關係のある教育職員のための研究集会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。」、こういうことも含めて、こちらから指導なり、援助をするのでありまして、研究会、講習会を設けるというのを、特に自発的にされることは決してとめておりません。けれども、文部省から来て今度できた新しい法律なり、指導要領なりを説明せいとおっしゃれば出て行きます。これは前段のことを主に書いておるのであります。

○荒木正三郎君 そーいたしますと、こういう研究集会に對しましては、そういう主催団体が、文部省に對しまして何らかの指導をしてもらいたい、何らかの助言をしてもらいたい、援助をしてもらいたい、そういう要請があつた場合には、文部省はその要請に基いて指導し助言をするのである、しかしそうでない場合は文部省はこれに關与する、そういうことは全然ないのだ、こういう意味でございませうか。

○國務大臣(清瀬一郎君) ほほ同様と思ひます。ここでやるのは、この法律の本文をごらん下さるといふと、主として教育委員会がやる、それに指導、援助、助言をするというものであります。ここには書いてございせんけれども、校長がやろりというのでやられることはけつこうなことであります。その場合に、出てこいとおっしゃれば、これはまた出て参りますが、ここに書いておるのは、委員会主催の場合に、指導、援助といふことを四十八条は書いてあります。

○荒木正三郎君 その点は私もわかつておるわけでございませう。この指導及び助言は、都道府県あるいは市町村に對して行ふものであります。これはおそろく私は都道府県教育委員会、市町村教育委員会だろりと考へておるわけでございます。しかしそういう教職員の自発的な研究集会に對しまして、文部大臣は教育委員会を通して、間接にはなりませうけれども、指導とかあるいは助言を与える、こういうことは要請がなければいけない、こういうことであります。

○國務大臣(清瀬一郎君) 私的に、自発的にやつておられるのに、押しつけていつてやれといふことになりませうという、あなたの御質問の一番初めにありました思想統制というやうなものを受けますし、そういう場合には、発起人の方から御要請がないと、押しつけていつてやるといふつもりはないのでございませう。

○荒木正三郎君 そーすると、そういう自発的な研究に對しまして、教育委員会等は文部省にいろいろ要請をする、そういう場合が絶対にないといふふうに考へられますか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 地方の教育委員会は、私の方の所管の職員が自発的にこういうことをやつておるから、そこへ行つてくれといふたやうなことは、これは私はないことと考へます。たとへ中に教育委員会が一つ入りましても、自発的なものには、御要請がなければ押しかけてはいきません。

○荒木正三郎君 この点は私は本會議の質問の場合も申し上げたのでござい

ますが、これは思想統制をするおそれがあるのではないかと、いふやうな非常な危惧を持つておつたわけでありませう。そういう点で非常に重要に考へておりますので、もう少しお尋ねをいたしますが、そーいたしますと、自発的な研究集会には、もちろん文部省は全然関与しない。ただ関与するのは、都道府県教育委員会なり、市町村教育委員会が主催をして行ふ研修集会、こういうものに対して指導、助言をするのだ、しかもそーいふ指導、助言に對しても、主催者から要請がなければ関与しないのだ、こーいふ規定でございませうか。

○國務大臣(清瀬一郎君) 教育委員会が主催します場合は、やはり必ずしも主催者の、すなわち委員会の要請のみに頼るわけにはいきませんので、そーいふ場合には、このたび貴委員会御主催の講習会にはこーいふこともやつてくれ、といふくらゐなことは言ひかゝりませう。ただ自発的にやられる研究集会、こ数年大きな研究集会をおやりになつておられます、そこへこちらの方から出ていつて、こーいふことをやれといふ思想統制がいないことはやらないつもりであります。

○荒木正三郎君 そーいたしますと、先ほどの答弁と私は若干食い違ひが起つてきているように感じたのですが、教育委員会の主催する研究集会については、要請がなくても、文部省は文部省の考へに基いていろいろ関与する、そーいふことなのですか。

○國務大臣(清瀬一郎君) これも言葉によつてですね、いろいろ関与するとか、干渉するとかとおっしゃるといふと、妙に聞えますが、この四十八条

では「教育に關する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行ふものとする。」、この文字の範囲内でどうか御了解を願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 ただいま荒木委員からたゞざされておるわけですが、こゝは私は明確にしなければならぬと思ひます。で、都道府県教育委員会等が主催してやる研究集会に、その主催者が要請してこない場合には、別にこの指導、助言をしない、希望があつた場合に指導、助言をする、こーいふことであります。今、現行法でけつこうで、現行法は、あるいは大学等あるいは教育委員会が自発的に研修をやる、その連絡及び援助を、あなたの方のするようになつた指導といふ言葉は今の中に入つていないわけですか。けれどもそーいふ主催者が、こーいふ点はどうしたい、こーいふふうに指導を要請してきた場合には、現行法でけつこうでき

るわけですか。他に全般的なことにいつて、指導及び助言ができるように、文部省設置法にあるわけですから、でき

るわけですか。今度改正して特に指導といふ言葉を入れたといふことは、少くとも自発的であつたものを、今度あなたの方から積極的に出て指導するといふ意図があつたから私は廃止されたと思ひます。だから今あなたが言われたように、都道府県教育委員会等が主催する研究集会に、要請がなくても、希望がなくても、あなたの方からこーいふやうな研究集会をやつてほしい、やるならばこーいふことも入れてほしい、こーいふふりにあなたの方のこゝろのお考

え方を、指導といふ形で押しつける結果といふものが出てくると思ひます。それが一つ。それからもう一つ、今、都道府県教育委員会等が主催する研究集会といふものが、公けのものではなくて、全く自発的に開いてゐる研究集会、それは要請してこなければ指導せぬといふのか。もし自発的に研究集会をやつてゐるものが、どうも文部省のめがねで見ると、それは黙つてゐるのですか。好ましくないと思つたら、要望がなくても、プライベートの研究集会に對して積極的に指導に出ていくのですか。この二点。

○國務大臣(清瀬一郎君) お問ひのあとの方から先に答へますが、プライベートに、個人的に集會を持たれて研究される場合は、要請がなければ、こちらから出ていつて助言も指導もいたしません。

○矢嶋三義君 そのことはどんなに大きな會合でも……

○國務大臣(清瀬一郎君) どんなに大きな會合をなさつてもいたしません。それは治安とか何とかに關すること、文部省ではなしにはほかの政府部局でございませうけれども、文部省として、どんな大きな會合でも、こちらから出ていつて、會合の指導なり助言はいたしません。これはあなたも御承知の、大きな會合が年々開かれますが、それに対する文部省の態度も、その通りで、いまだこれに干渉なり指導をいたしたことはございせん。それはその通りでございませう。

それからして、教育委員会のやりまするものは、これは委員会から要請がなくても、一般にこーいふもののだといふ指導、助言、援助はいたします。こ

これは荒木さんに今答えた通りであります。四十八条の末項のくくりの文句をどらんださるという、その目的は「教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助」をする、こういうことです。それを抽象的に見るとわかりませんから、ここに例があつてあります。それゆゑに、教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言、援助をするのは現在でも同様だと思います。文部省設置法に、われわれの職務として掲げられておられますことのうちに含むもので、別段拡大したものではありません。規定の書き方は新たになつておりますけれども、これで文部省が別の権限を設定したというふうに私は見ておらぬのであります。

○矢嶋三義君 それでもう一度だけ質問させていただきます。それは具体的に、たとえばある県の教育者、先生方が自発的に――さらに具体的に言いますと、小中学校の先生方が団体として自発的に一つの研究集会を開かれた、それを文部省の目で、どうもあの研究集会のあり方は感心しない、こういうふうにあつてはいいな、こういうふうにかつてはいいな、都道府県教育長を通じて、どうもあの研究集会はああいうふうよりも、かように行つてほしいというふうな、そういうふうな意思表示は一切なさらないのか、あるいは教育長を通じて何らかの指導されるのか。直接指導でなくて間接指導になるか。それがあればいいの、それが一点と、それから現行法と異ならないと言ふけれども、少くとも現行法は、指導を受けた場合には、要望してくれば文部省では指導、助言がで

るようになってゐるやつを、今度は積極的に、ともかく指導する、積極的な意図がこの法案には出てきてゐるわけですね。都道府県教育委員会が研究集会が開かれる。そうすると何とかあなたの方では自主性は曲げないと言ふけれども、何らかの積極的な指導があつてほしい、こういうものをやつてほしい、こういうような積極的な指導をされるわけですが、そこで私は伺いたいのは、現行法で、この研究集会等が行われた場合に、どういふ支障があつたのか。今までこの指導という言葉はなかつたわけですが、それをあえて積極的な出方をしなきゃならぬ理由はどういうところにあるのか、その点を説明していただきたいと思うのです。全く今と同じじゃないのです。これは變つてゐることは事実です。こういうふうになければならなかつたわけですね、そういう点、御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) 一番初めのお問ひの高等学校校長等が研修会を自発的に開こうとする、そのときの様相でこれがよからうと感したようなことを、その県の教育委員会なりに通報し、あるいは要請をするか、こういうことであります。このたゞいまの四十八条の権限では、私的に自発的にやられる場合に指導、助言または援助はしないつもりです。しかしながら文部省としては、「教育長に対しては……、そこが大事なんです。」と呼ぶ者あり、それは一般的教育についてのやつぱり指導、助言、援助ということがありますから、別の理由で研究そのものを監視するということじゃなくして、一般の理由でですね、何か必要なことがあ

あるならば、教育委員会に照会をして報告を求め、文部省の心持を通報することはあつて存じます。

○矢嶋三義君 おかしいね。矛盾してゐる。

○国務大臣(清瀬一郎君) これは研修のことですからね、研修のことについて、どういふ方針で研修せいか研究せいか、それを統制するよりな考えはないんです、私の会合では。けれども、あなたの今の御質問のうちに、その会のあり方その他で、研修以外のことで……。

○矢嶋三義君 私は研修のことを言つておるわけです。

○国務大臣(清瀬一郎君) 研修ならばその通りです。研修のこと、研修内容のことについては、無条件にあなたのお問ひの通りです。けれどもそのほかのこと……。

○矢嶋三義君 ほかのことでなくていいんです。

○国務大臣(清瀬一郎君) よろしい。研究内容については、私の会合については、くちばしはいれません。

○荒木正三郎君 これはもう少し明確にしておきたいと思ひます。たとえば自発的な教員の研修あるいは研修の集会、そういうものに対して、文部省は指導したりあるいは助言をしたりすることはしないということですか。しかし今矢嶋君の質問では、研究の内容について、そういうことはしない、しかしその他のことについては、調査を求めたりすることがある、こういうことなんですか。その他のことと言つたらどういふことですか。たとえば、具体的に聞きます。この間愛媛の松山で全国集会が催された。この場合に指導、助言をし

ないということは、はっきりしてゐるわけなんです。しかし教育委員会に対して、何県から何人ぐらゐ出席したか、あるいはこの集会には教育委員会が参加してゐるかどうか、いろいろそういう調査をしようとか、そういうことを考へてゐるんじゃないでしょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) この間の松山の会合に関して、教育委員会に報告を求めたり、調査を委託したことはございませぬ。しかし世の中のことには複雑で、将来何があらうかわりませんから、研修内容ですね、思想の統制とかあるいは研究の自由を妨げない。ほかのことでは、将来のことですから何があらうかわりませんから、文教をあくまでおとす者として、何もせずに見ておきますという答えはこゝでできない、そういうことなんです。あなたの問ひの目的たる思想統制とか、そういうふうな方面のことは、全くこれは自由に許したいと思つておるんです。

○荒木正三郎君 非常に私はいまいになつてきたと思ひます、それは。先ほどの答弁では、教員の自発的な研究集会、そういうものにはこの法律を適用しない、指導、助言をしないと、はつきりおつしやつておつたように思ふんです。しかし具体的に聞きますと、たとえばこの間の松山大会には何もしなかつたか、それはそれでわかりません。しかし、こういう研究集会は今後も持たれていくわけなんです。そしてほとんど研究が進められていくわけなんです。そういう場合に、これに出席をした人数を調べるとか、あるいは研究の内容にわたらなくとも、そのほかの事項について、委員会に調査をさせるとか、そういうことはないと、こ

ういふふうにはつきり了解してゐるか、そういうことを将来するかもしれないというのですか、どういふことですか。

○国務大臣(清瀬一郎君) この四十八条の規定による職務としてはございせんです。

○湯山勇君 今の問題です。今の問題で私がなお尋ねたいのは、松山の研究集会については、県の教育委員会も後援あるいは共同主催の形をとつております。そういう場合には、それでは文部大臣は、時によれば、県の共同主催はいいやないとか、あるいは後援はいけないとか、そういう指導あるいは助言、そういうこともすることもあり得るとお考へになつておられるかどうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) あれは日本教職員組合が指導者となつてやられることで、これについては、やはり思想統制的なことはいたしません。

○湯山勇君 つまり日本教職員組合が主催するものに対して、県とか市とかやつたわけですから、松山の場合には、県の教育委員会あるいは松山市の教育委員会、そういうものが共同主催あるいは後援、そういうことをやるわけでございます。その場合、その研究集会に県の教育委員会が後援することはいけなかつたか、あるいはそれは遠慮すべきだとか、市の教育委員会が後援することはいけなかつたか、そういうことについての指導、助言もあり得るのかどうか、そういうことをお尋ねしておるわけです。

○国務大臣(清瀬一郎君) それは会の実体で、共同主催と言わないでも実体が県委員会のものであるならば、それ

は県委員会のもの認めなければならぬ。名前は共同主催と言つても、実体が、過日のように日本教職員組合の会ならば、それは四十八条以外でありまゝ。ものは言葉でなくその実体で判断しなければならぬと思ふのです。

○湯山勇君 お尋ねしておることとちよつと御答弁が違ふやうなので重ねてお尋ねいたします。つまり共同主催なり、あるいは後援なりをするというのと、そのことについて、何らかの指導、助言、それは日本教職員組合に対してとやかく言うのでなくして、今度の場合であれば、愛媛県教育委員会に対して、一体どういふ内容でやるのか、なぜそれを後援するのか、なぜ共催するのか、あるいは松山市教育委員会に対して、この研究集会はこういうものだと思うのだが、それに対してどうして後援するのかとか、あるいはその内容は、後援の程度はどの程度なのかとか、そういうことの調査、報告を求められるかどうか、さらにその結果いかんによつて、その後援はおもしろくないとか、あるいはそういうことに対して共催することはよくないとか、そういうこともあり得るのかどうかというところをお尋ねしておるわけですから、そういう観点からお答へを願ひたい。

○国務大臣(清瀬一郎君) それは直接にはこの四十八条の指導、助言ということではないと思ふのです。ある県の教育委員会が、公設の教育委員会がどういふことをいたしますかというところについては、文部省は関心を持って、必要ならばその趣意を聞くこともありましようし、また非常に例外な場合には、それについて、別の規則で指導、

助言をするかもしれない、その内容についての統制をするという意味ではなくて、委員会のあり方について、ほかの法規の關係から聞くことはあつてかと思ふ。

○湯山勇君 ますます心配になつて参つたわけですが、その別な法規でそれをやられるというところは、参考のためにお聞きしておきたいのですが、どういふことでしょうか。

○国務大臣(清瀬一郎君) やはり文部省としては、教育の連絡を持ちたい、日本全体の教育の法律にありまゝ通り、指揮、監督はしませんけれども、しかしながら連絡を持ちたいという希望でございます。この前の委員会でもいろいろ御議論があつた教育長の承認といったようなこともその一つでありますから、国内の教育の連絡を持つために、地方の教育委員会のやつておられることについて、関心を持つことはこれは事実なのです。けれども、それは別の法規から来ることでありまして、今の内容についての統制とかいつたようなこととちよつと、やはり地方教育委員会のあり方等については、関心を持ちます。

○湯山勇君 具体的にお尋ねしておるわけですから、関係法の適用云々という問題ではなくて、ただいまのような場合、この教職員の研究集会が持たれる場合には、その研究集会の性質、あるいは研究題目、そういうものを文部大臣の方で調べたつて、この研究集会に教育委員会が、たとえば県の教育委員会が関与すること、共同主催するとか、あるいは後援するとかいふことはいけな。あるいはそれは望まし

くないとか、そういう指導、助言、あるいは別の法律においても、そういうことをされる余地があるのかないのか、具体的にされる可能性のあるのかないのか、こういうことをお尋ねしておるわけですから、その点を一つはつきりおしやつていただきたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) その関与とか共同主催とかという言葉のうちに何を含んでおるか、これは事件々々によらなければわかりません。すなわち、しかしながら文部大臣は、湯山さん御精通の通り、文部省設置法五十九条の十九ですね、これは規定で、「地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関に対し、教育、学術、文化及び宗教に関する行政の組織及び運営について指導、助言及び勧告をなすこと」と、これが私の義務になっております。そうかといつて、こせこせ一々やるつもりじゃございませんけれども、それはちつともいたさなというわけにはいかぬので、やつぱり教育委員会のあり方、といふのは運営というところでしよ。運営については指導、助言、勧告をいたします。こういうことでござい

くはないとか、そういう指導、助言、あるいは別の法律においても、そういうことをされる余地があるのかないのか、具体的にされる可能性のあるのかないのか、こういうことをお尋ねしておるわけですから、その点を一つはつきりおしやつていただきたいと思ひます。

○国務大臣(清瀬一郎君) その関与とか共同主催とかという言葉のうちに何を含んでおるか、これは事件々々によらなければわかりません。すなわち、しかしながら文部大臣は、湯山さん御精通の通り、文部省設置法五十九条の十九ですね、これは規定で、「地方公共団体及び教育委員会、都道府県知事その他の地方公共団体の機関に対し、教育、学術、文化及び宗教に関する行政の組織及び運営について指導、助言及び勧告をなすこと」と、これが私の義務になっております。そうかといつて、こせこせ一々やるつもりじゃございませんけれども、それはちつともいたさなというわけにはいかぬので、やつぱり教育委員会のあり方、といふのは運営というところでしよ。運営については指導、助言、勧告をいたします。こういうことでござい

○矢嶋三義君 ちよつと、さっきの私の質問に対する答弁がないから、こゝで答弁してもらいたいと思ふ。それは今大臣は十九号を読まれた。で、二十二号には、「教育職員の研修について連絡し、及び援助すること」と、こゝになつてゐるわけだ。あえて二十二号は、現行では、指導というところを落してあるわけだ。これが先ほど荒木委員から指摘されました教育公務員

特例法の第三章の研修のところでは、あくまで自主的な、自発的な研修というものが本體になつてゐるのですよ、戦後日本の教育が本日まで来る間におけるこの研修は、それを今度あえてこの指導という言葉を入れられたわけです、研修のところ。だからあな

たのこの考え方というものはかなり變つてきてゐるものがあるわけだ。だからさつき伺つた点は、どうしてこれを改めなければならぬというお考えになられたのか。現状のどこか工合の悪い場合を考えられてゐるのだと思ふのです。それであえてここに改められるようになった根拠と理由を、納得のできるように説明していただきたいというのをさつき伺つたのが、それがまだ答弁なされてゐないわけだ。それをまず答弁して下さい。

○国務大臣(清瀬一郎君) 一応局長から……

○政府委員(緒方信一君) これは文部省の職務権限といたしましては、先ほど大臣から文部省設置法の御説明もございまして、これは現在におきまして地方の都道府県、市町村の教育委員会に対して指導、助言、勧告をすることができ、権限といたしまして、この内容といたしまして、研修につきまして、教育委員会が研修のことにつきまして行つものに対しては、これも、これは当然指導、助言、勧告はできるはずであります。特にまあこの四十八条の規定をこゝにふりて整備いたしました理由につきまして、今矢嶋さんか御質問でございまして、これはもう申し上げるまでもなく、教育の振興のためには、やはり現場の教職員の資質を向上し、十分研修に重点を

置いてこれを大事に取り扱つて、これを推進していく必要があつたと存じます。そこでまあここに、従来の規定に、設置法等にもございましてけれども、特に校長、教員その他の教育関係職員の研究集会、講習会その他研修に關し、指導及び助言をなす、又はこれらを主催すること、これは文部大臣が、先ほど荒木さんのお話の通り、都道府県あるいは市町村の教育委員会がこゝにこゝをいたします場合、文部省が指導、助言をして力を入れていくと、こういうことでございまして、何らほかに意味はないのであります。その条文自体といたしましては、こゝでなぜこゝにこゝにものを設けるかという御趣旨でございまして、研修といふことは大事でございまして、従来のあつちこつちにあつた規定を、やはりこの法律を制定いたしましたからには、こゝにやはりまゝとてはつきり掲げておく方がよろしいと思つたからでございまして。具体的に申し上げます、文部省といたしまして、これは先ほどからお話が出ておりますけれども、地方で研修、講習会や何かを行います場合に、そのつどそのつど何か具体的にやる、これもございまして、あるいは文部省の専門家を派遣してくれというお話があつた場合に、派遣して講師になるというところもございまして、けれども、一般的に申しまして、教育委員会がこゝにこゝに研修の仕事をいたしますことに對しまして、文部省がやはり資料を作りいろいろと平素からこれに對しましていろいろ便宜をなす、援助していくといふことは、これは文部省の責任だつと考へます。たと

て申しますれば、今度の予算にも計上いたしましてお認め願ったわけでございますけれども、あるいは僻地における単複学級の教育課程を文部省は今後研究いたします。こういうものができましたならば、地方の教育委員会に對しましてこれを流しまして、それに對して研修が十分にできるように努めていきたいと存じます。あるいはまた、昨年の修学旅行の事故等によりまして水泳の訓練をやれ、こういうお話も、この国会でもございました。そういうようなことを今度やりたいと思っております。

それから都道府県の教育委員会の関係職員に集つてもらひまして、文部省はこれは講習会を一応やります。やりまして結果を原に持つて歸つて、そしてそこで趣旨の徹底をやつてもらひ、こういうふうな試み、催し、努力というものは今後一つ十分やつていかねければならないと考えるわけでございます。その趣旨をここに表わしております。こういうことをやることにつきましては教職員の資質を向上し、つまりは教育の目的が達成せられるように、振興いたしますように、文部省として努力をいたします。こういう趣旨でございます。

○矢嶋三義君　もう一つそれを聞きますが、あなたはごもつともない面だけ言われておりますが、しかしこの法が成立して実施されることになれば、結果としては講習会、研修会は文部省當局の指導者が考えられているようなそういう内容、構想の研究集会、研究会になつていく傾向が非常に強くなつてきて、あなたの方のおめがねにかなわないような講習会、研究会というものは事実上影をひそめていくということになつてくると思ふ。私がそういうことを伺う理由は、文部省設置法の第五條の十九項、これによつてとなく指導するといふわけでしょう。そうすると、今までの建前としては都道府県教育委員会があなたの方とは連絡程度で自主的に開かれておつたその講習会といふものは、その自主的活動を文部省の力によつて若干制約されることになつてくるでしょう、どうして。それがうまくいくために、あなたの方は教育長を承認して任命するように持つていったわけでしょう。これは関連があるんです。従つて現行における二十二項に研修には、指導という活字を入れてない、そして教育公務員特例法の第三章の研修のところが自発的な自主的な研修となつておるのをあわせ考へるときに、非常な相違ですよ。結果はそうなるかと思ふ。だからわれわれはそれを懸念して何つてゐるわけですか。今の二十二項に指導といふものは入つていないのです。入つていなくて今やつていつてゐるのですよ。どうして。まあいろいろ研究集会が開かれるからどうもならぬ、だからそれを指導の形で是正しなければならぬという何か理由があるから、私は変えられたんだと思ふ。そういう何か実例をあげてごらんないといふことを承わつてゐる。それを聞かないと納得できないのです。現行でいいじゃないですか。文部大臣いかがですか。

○國務大臣(清瀬一郎君)　局長から……。(考え方だから文部大臣からやつて下さい)と呼ぶ者あり)

○政府委員(緒方信一君)　権限といひましては先ほど申し上げましたよう

に少くも現行の文部省設置法あるいは地方自治法におきます指導、助言、勧告、これは従来ございまして、これは何ら限定して書いてあるわけじゃないと思ふ。(研修については遠慮してございましてね。)と呼ぶ者あり)権限としては少しも変らないわけでございます。何も拡大してゐるわけじゃないと思ふ。ただ、先ほどから申しますように、研修といふことにつきまして、非常に大事なことでございまして、特にここに一号を掲げまして強調をしたものと、まあ言へば言へると思ひます。そこで、教員の自発的な研修活動、これはもう大事であることは当然でございます。先ほどから大臣が御説明のように、そういう自発的な活動に何もこちらから押しつけがましいことをやることは少しもこの趣旨にはございしません。ただし、やはり教育委員会はその所管に属します。学校の教職員の研修につきましては、資質を向上することにつきましては、これは責任がございまして、これは義務でございます。それをやらなければならぬ。それについて文部省に積極的な援助も求めまして、指導助言も、これは求めて参ると思ひます。それに対しては文部省は十分こたえて行くといふ態勢を、常にとらなければならぬと思ひます。また、具体的にそういう求めがなくても、一般的にも先ほども例を引いて申し上げましたように、文部省としていろいろな教育の専門的な事項につきまして研究を常にして、それによつて研修の実が上るよう指導し、助言し、あるいはまた援助をしていく意味からも、主催して教育委員会の研修活動につきましてそれ

を助けていく。これは文部省がこの際どうしても力を入れていかなければならぬと思ひます。いろいろお話ございしますが、この規定をすらすらとごらんいただきますならば、そういう何と申しますか、権力で押しつけるといったような研修の問題につきましては、そういうことが出てくる余地は私はないと存じます。文部省といひまして十分一つ力を尽して研修につきましてはやつていきたいと存じます。

○國務大臣(清瀬一郎君)　今局長の答へた通りでございます。

○荒木正三郎君　教職員の研修の問題について何回も繰り返してありますように、従来は自発的な研修を援助する、こういう立場で来たわけですが、今度の場合は、教育委員会に對してそういう研修を積極的にやらすようにこの法律では考へておるのです。こういうことは私非常に大きな問題だと思ひます。文部省が計画し、文部省が考へて、そして教育委員会を指導し、そして教育委員会主催の教員の研修集会をやります。これはちよつと考へると何でもないように思ふのですけれども、これがやはり計画的に思想統制といふふうな考へをもつて行われた場合です。これは行い得るのですよ。だからこういう点は非常に私は重大な問題になると考へておるわけなんです。しかし、今問題にしているのは、自発的な研究集会ですね、そういうものに対しては関与しないのだといふことです。これは明確になつたやうでまだ十分でない点があるわけです。だから私は重ねて申します。たとえば自発的な研究集会に對しまして、まああまり多数出席しておれば何らか教育委員会を通

してこれを押さへるか、そういうことも全然しないのですか、はつきりしてもらひたい。私ははつきりわからぬ。

○國務大臣(清瀬一郎君)　この四十八條ではさうなことを考へるはございしません。(ほかのところでは……)と呼ぶ者あり)なお、つけ加えましょうか。それは四十八條の文字がどうでありまして、日本の憲法では集會の自由は認めておるのです。また思想の自由は認めておるのです。それゆゑに、自発的に集まりになるものに、こちらの方から出ていつて口を出すことは、これはいたしません。

○荒木正三郎君　この問題はなお文部省が主催するといふ問題もあつて質疑が若干残つておるといふことを申し上げて、時間がないうすから、きょうはこれでやめます。

○委員長(加賀山之雄君)　それでは午前中の委員会はこの程度をもちまして終ります。

午後一時十一分散會

昭和三十一年五月二十四日印刷

昭和三十一年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局